

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正後	現行
<p>（取得勧誘類似行為）</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p>	<p>（取得勧誘類似行為）</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p>

(権利の発行)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

ロ (略)

二～四 (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～七 (略)

(権利の発行)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

ロ (略)

二～四 (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～七 (略)

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社、当該行為に係る業務によつて生じる損失の補填その他の当該行為をする者への給付を行う場合において、当該給付が、その目的、給付の水準その他の状況に照らし、イの対象従業員の福利厚生のためのものであると認められるものであること。

ニ～ヘ (略)

八～十六 (略)

2～4 (略)

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社、当該行為に係る業務によつて生じる損失の補填その他の当該行為をする者への給付を行う場合において、当該給付が、その目的、給付の水準その他の状況に照らし、イの対象従業員の福利厚生のためのものであると認められるものであること。

ニ～ヘ (略)

八～十六 (略)

2～4 (略)